

○議長（森 温繁君） おはようございます。

開会前でございますが、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。
市長。

○市長（福井祐輔君） 貴重な時間をいただきまして、ご報告いたします。

今早朝、5時59分に福島県沖でマグニチュード7.4の地震が発生しました。それに伴いまして津波が発生をいたしまして、警報が福島県海岸、そして南は房総の最南端まで注意報が出ました。そのうち、1時間ぐらいたちますと、津波警報も宮城県まで拡大しました。そして、注意報も伊豆諸島まで拡大してまいりました。そういう兆候を見まして、その注意報の地域に隣接しております下田市としても対応をとらなきゃいけないということで検討した結果、情報収集の体制だけをとるというところまでございまして、地域防災課で、現在情報収集に努めております。

市民の安全・安心を確保するために努力してまいります。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
直ちに本日の会議を開きます。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 日程により、昨日、総務文教委員会に付託いたしました議第78号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第79号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第80号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第81号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第82号 平成28年度下田市一般会計補正予算（第4号）、議第83号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第84号 平成28年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第85号 平成28年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第86号 平成28年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第87号 平成28年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、以上10件を一括議題といたします。

これより総務文教常任委員長 土屋 忍君から、委員会における審査の経過と結果についての報告を求めます。

10番 土屋君。

〔総務文教常任委員長 土屋 忍君登壇〕

○総務文教常任委員長（土屋 忍君） 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第78号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

2) 議第79号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第80号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

4) 議第81号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

5) 議第82号 平成28年度下田市一般会計補正予算（第4号）。

6) 議第83号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

7) 議第84号 平成28年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）。

8) 議第85号 平成28年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

9) 議第86号 平成28年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

10) 議第87号 平成28年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）。

2. 審査の経過。

11月21日、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より稲葉総務課長の出席を求め、説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第78号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、否決。

理由、議員の期末手当の支給率を上げることは、現在の市内経済の状況を鑑み、適当でな

いと判断したため。

2) 議第79号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第80号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第81号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第82号 平成28年度下田市一般会計補正予算（第4号）。

決定、修正可決。

理由、議第78号の否決に伴い、関係する予算を修正したため。

この修正可決につきましては、皆様の議席に配付してあるとおりでございますけれども、この修正可決につきましては、副委員長より修正案が出されまして、議会費のうち議員期末手当44万3,000円を減額し、予備費を増やしたものでございます。

6) 議第83号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第84号 平成28年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第85号 平成28年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第86号 平成28年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第87号 平成28年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ただいまの総務文教常任委員長の報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって、総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。ご苦労さまでした。

委員長報告と質疑が終わりました。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第78号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

本案に対する総務文教委員長の報告は否決であります。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

13番 沢登君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 原案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

人事院の勧告によりまして、平成26年、27年も勧告があったわけですが、これも繰り延べてまいりました。人勧に基づきまして、職員の給与を一定の基準としながら、歳費、報酬についても引き上げていこうと、期末・勤勉手当を0.1ポイントというんでしょうか、1カ月分、金額にして2万9,000円、それに15%のプラスがございますので、一人平均4万3,000円、総額で44万3,000円の引き上げを当局提案として提案がされているところであろうかと思えます。

給与は安ければ安いほどいいと、こういうことでは当然ないと思うわけでありまして。今日の不況がまさに消費不況に原因しているということも明らかであろうと思うわけでありまして。働く人たちの賃金が引き上がらなければ、観光地下田の発展はないと、こういうことがまず言えるんじゃないかと思えます。

そして、今日のこの不況をどう市政として克服していくか、この課題が目の前にあろうかと思えます。まさに議会がどのような政策を出し、役割を果たしていくのかと、こういうことが問われる時期になっていようかと思うわけでありまして。当局が出された政策をただチェックしていけばいいと、必ずしもこういうことだけでは市民の要望、課題に応えられないと、

こういう時代を迎えていると、人、物、仕事の創設をしまいらなければならないと、この課題は当局に任せておけばいいと、必ずしもこういうものではないと思うわけであります。議会として、どのような条例を、あるいは政策を自ら出していくのかということが問われていようかと思えます。このような動きは、全国的には、議会の基本条例運動として大きく前進をしてきているところであろうと思えます。

その一方で、マイナスの面としましては、政務活動費の無駄遣い、こういうものはあつてはならない、こういうことであろうと思えます。この期末・勤勉手当の0.1%の引き上げが政務費に当たるような無駄遣いであるとは決して私は思わないわけであります。もらうべきものはきちんともらって、議員としての責任をきっちり果たしていく、このことこそ、今、下田市政に求められていることではないかと思うわけであります。市内経済が大変疲弊をしている、したがって遠慮をするんだと、こういうことでは、決して今日の下田市の経済の停滞は克服できないことは明らかではないかと思えます。議員自らの責任を放棄していると、こういう姿勢であると、このようにも言えるのではないかと思うわけであります。

この賃金の、あるいは期末・勤勉手当の据え置き、これらのものは4年たちますと議員の定数を削減しろと、こういう主張と私は連動をしまっているものであろうと思えます。議会がそれぞれの市民の階層、それぞれの階級、あるいは年代層の意見を結集して、行政がどうあるべきかと、こういうことを問うべきであらうと思えますが、議員は何しているんだと、活動が目に見えないと、定数を削減しろと、このような市民の意見に甘んじて従っていると、こういう議会人であつてはいけないと、私はこう考えるものであります。

このような理由から、当局提案のこの報酬は当然可決すべきものと考えられるものであります。以上です。

○議長（森 温繁君） 次に、原案に対する反対意見の発言を許します。

4番 滝内君。

〔4番 滝内久生君登壇〕

○4番（滝内久生君） 議第78号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

本議案は、下田市議会議員の期末手当、現行3.1月分を0.1月分引き上げ、3.2月分とするものであります。条例関係等説明資料1ページにありますように、期末手当については、幾度か改正を見送った経過から、0.1月分の引き上げについて理解するところであります。

しかしながら、先般当局より示された平成29年度予算編成方針に、平成29年度のその他の

経常経費は対前年度比85%のキャップ額とされております。このことは下田市の財政状況が逼迫していることから示されたものと思われまゝ。厳しい財政状況であることを鑑みますと、今回期末手当を0.1月分引き上げる状況ではないと思われまゝ。

よって、議第78号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対するものであります。

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

2番 進士君。

〔2番 進士濱美君登壇〕

○2番（進士濱美君） ただいまの議第78号 市議会議員の報酬、期末手当引き上げの条例改定につきまして、私も滝内議員と同様の反対の立場から、要点をかいつまんで申し上げたいと思います。

毎年この時期になりますと、改定につきまして人事院勧告に準拠しながら、全国的に県レベル、それから市町村、給与の改定、それから報酬の改定について議題になるんですが、本年度につきましては、さきに行われた県レベルでも大分足並みが乱れてまいりましたが、一昨年につきましては47都道府県全てがアップという状態にあったんですが、今年度あたりから、やはり地域への経済的な効果、波及がまだ見えてきていないというのが大きな理由になっておるようでございます。しからば下田市におきましては、市議会議員の報酬、期末手当引き上げにつきまして妥当な状況があるのか否かということを経験した場合には、これは当局のほうからの提案で上がってきたわけなんです、その認識の違いについて少々違うだろうという思いでおります。

下田市におきましては、50人以上の企業につきましては数えるほど、4ないしは5前後、実態の給与につきましては、定かな数字が出ておりません。商工会議所におきましてもつかんでおりませんでした。それでは、下田市内の行政がこの数字をつかんでおるか尋ねておきたいところではございますが、余り的確な数字が返ってまいりません。

しかしながら、職員の給与とはっきり違いまして、特別職及び議員報酬につきましては、当然ながら人事院勧告に倣った従来どおりの横並び方式という意識が、ここに来てだんだんばらけてきているだろうと、そういう情勢が全国蔓延しております。本来は独自の判断で、特に議員につきましては報酬の決定はなされるべきであると、その辺の理念につきましてもうたわれているところでありますが、より一層に今後、下田市の地方自治の独立、風が強くなる中で、やはり下田市内の経済、あるいは生活について、市の行政につきましても、もう

少し具体的な状態をつかむ、そういう基本的なデータをつかんでいただきたい。それをもとに審議会等に諮る。実態を踏まえた報酬を議員につきましても私は望むところでございます、市当局につきましても、今後もさらに実態の数字をもう少し積極的につかんでおく、積み上げておく、それをお願い、提言といたしまして、今回につきましても、議員はやはり民間を照らして、期末手当の昇給はならんという思いで反対をいたします。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 温繁君） 起立少数であります。

よって、議第78号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、否決されました。

次に、議第79号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第79号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第80号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第80号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第81号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第81号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第82号 平成28年度下田市一般会計補正予算（第4号）を討論に付します。

本案に対する総務文教委員長の報告は、修正可決であります。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（森 温繁君） 次に、原案と委員会の修正案の両方に反対意見の発言を許します。

どうぞ。

○9番（伊藤英雄君） 議第82号の一般会計補正予算の修正案は、委員会で提案されて審議されたんだけど、本会議で修正案を議案として提出されていないんじゃないですか。提出

される必要はないんですか。提出されなくても、ここで修正案に対する審議はさっき、やったっていったらあやつたんだけど、採決するということはできるんですか。

○議長（森 温繁君） 委員長報告で修正可決になっていますから、そのままです。

[発言する者あり]

○議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時42分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、委員会の修正案に対する賛成意見の発言を許します。

4番 滝内君。

[4番 滝内久生君登壇]

○4番（滝内久生君） 議第82号 下田市一般会計補正予算（第4号）修正案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

議第78号議案の否決に伴い、議員の期末手当を0.1月分引き上げて支給する根拠を失っています。したがって、期末手当引き上げに要する44万3,000円の減額は妥当であります。

よって、議第82号 下田市一般会計補正予算（第4号）修正案に賛成するものであります。

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は修正でありますので、まず委員会の修正案について、起立により採決いたします。

委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

修正議決した部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに賛成の諸君

の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第82号 平成28年度下田市一般会計補正予算（第4号）は、修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第83号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第83号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第84号 平成28年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第84号 平成28年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第85号 平成28年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第85号 平成28年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第86号 平成28年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第86号 平成28年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第87号 平成28年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）について討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第87号 平成28年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）は委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

○議長（森 温繁君） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成28年11月下田市議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午前10時48分閉会